

平成 30 年 9 月 18 日

保護者様

大阪市立今津中学校  
校長 福崎 真広

## 台風 21 号による被災・り災での就学援助申請について（お知らせ）

新涼の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、先日の台風 21 号により、被災・り災されたご家庭で、現在、就学援助の認定を受けていない場合、公的機関（各区役所または消防署等）の「被災証明書」または「り災証明書」が発行される被災・り災に限り、就学援助を申請することができます。

つきましては、就学援助を申請されるご家庭は、下記の点にご留意いただき、必要書類を学校までご提出くださいますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 提出書類

##### (1) 平成 30 年度（2018 年度）就学援助申請書兼世帯状況票

- ・ 昨年度お配りしております。紛失や転入等により書類をお持ちでない方は、学校までご連絡ください。

##### (2) 「被災証明書」または「り災証明書」

- ・ 証明書の発行に時間を要する場合は、学校までご連絡いただき、(1) を先にご提出のうえ、証明書は後日発行され次第、ご提出ください。
- ・ 証明書発行の手続きについては、大阪市または鶴見区役所のホームページ等でご確認ください。

#### 2 受付期間

##### 随 時

- ・ 申請日が認定日として取り扱われますので、申請する場合は、速やかに必要書類をご提出ください。
- ・ 申請後、大阪市教育委員会が審査を行い、認定・否認定の審査結果が郵送にて通知されます。

※このお知らせは、全ての保護者様にお配りさせていただいております。既に就学援助の認定を受けておられる場合は、手続きの必要はございません。

《提出先及びお問合せ先》

〒538-0042

大阪市鶴見区今津中 1-3-55

大阪市立今津中学校 事務室

TEL : 06-6968-9194

FAX : 06-6968-3299